

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業期間

平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで

三 作業地域

草加市、日高市、ふじみ野市、